港北ニュータウン地区 街づくり協議指針 区民文化センター等整備予定地における「協議内容—7 公益施設」の取扱いについて

■ 主旨

横浜市都筑区中川中央一丁目9番1及び9番2(以下「区民文化センター等整備予定地」という。)は港北ニュータウン地区街づくり協議指針の「協議内容—5 タウンセンター」が定められているタウンセンターに位置する。区民文化センター等整備予定地には公益施設と公益施設以外の施設との複合建築物(以下「複合建築物」という。)の立地が想定されるが、複合建築物の場合に街づくり協議指針「協議内容—7 公益施設」がどう適用されるのかが明確に定められていないことから、「協議内容—7 公益施設」を見直すとともに、区民文化センター等整備予定地における取扱いを定める。

■ 区民文化センター等整備予定地における取扱い

また、住民コミュニティー形成の場にふさわ

現行指針	区民文化センター等整備予定地における
	取扱い
協議内容-7	
公益施設	
1 原則として敷地の30%以上を緑化してください。	1 専ら区民文化センターの部分について30%、 その他の部分については緑化協議による値と し、各々の床面積の割合で按分した値以上とす る。
2 敷地の周囲には、原則として幅員3m以上の 緑地を設けてください。	2 必要な緑地の配置は協議による。
3 鶴見川総合治水対策の一環として必要な場合は、雨水貯留施設を設けてください。	3 適用する。
4 敷地周囲に擁壁を設ける場合は、緑地、歩行 者専用道路等との調和を図るため、できるだけ 低くすると共に、形態及び材質も周辺環境にな じんだものとしてください。	4 適用する。
5 敷地が歩行者専用道路に接する場合、人の主 出入口はこれに接続する部分に設けてくださ い。また、この主出入口にはアルコーブを設置 してください。	5 適用する。
6 駐車場、駐輪場、ごみ収集場は、カバーグリーンを施す等、周辺から直接望見できないように配慮してください。	6 適用する。
7 市街地環境設計制度による緩和は、原則として高さ制限の解除のみを対象としてください。 8 建物計画や外構計画については周辺環境と	7 適用外。ただし、市街地環境設計制度第5編 の特定施設による緩和は適用できないものと する。
の調和に配慮してください。	8 適用する。

しいシンボリックな建物意匠としてください。

- 9 「第1種及び第2種低層住居専用地域」に隣 9 適用する。 接する部分においては、建物を低層化する等周 辺の環境になじんだものとしてください。
- 10 建物には原則として勾配屋根をかけてくだ 10 協議による。 さい。
- 11 外壁の色彩は、内陸的風土の演出の一つとし て「アースカラー」を基調としたものとしてく ださい。また、建物の外部(特にテラス手摺、 窓枠サッシ等)にはアルミ等の金属の地肌を露 出させないようにしてください。
- 12 建設地に応じ、協議内容-1~6のうち該当 12 協議内容-5を適用する。 するものを順守してください。

- 11 協議による。